

北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙啓発事業 に係る公募型プロポーザル実施説明書

1 事業概要

- (1) 事業名
北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙啓発事業
- (2) 事業内容
北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙における啓発事業
事業の詳細は、別紙「北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙啓発事業企画指示書」（以下「指示書」という。）を参照のこと
- (3) 履行期限
令和5年（2023年）4月9日（日）
- (4) 発注者
北海道

2 企画提案書の提出者に要求する資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 単独法人、法人以外の団体又は複数法人等（法人、法人以外の団体も含む。）による複合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。
 - ア 札幌市内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。）
 - (イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
 - キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
 - ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 評価項目

(1) 企画内容

- ア 若年層の投票率向上対策が図られていること。
- イ コンセプトが明確であること。
- ウ デザイン等が見やすく、わかりやすいこと。
- エ インパクトがあり、アピール性が高いこと。
- オ 投票意欲を高めるような創意工夫があること。

(2) 情報周知

- ア 有権者に広く周知が図られるような啓発媒体、特に動画やインターネット等を効果的に用いていること。
- イ 投票日、投票時間、期日前投票制度等の周知が図られていること。
- ウ 表現が適切であること（特定の候補者及び政党等を類推させる表現は不可）。
- エ 分散投票及び特例郵便等投票の周知が図られていること。

(3) 実施計画

- ア 啓発の効率性が図られていること。
- イ 作業スケジュールが明記され、確実に実行できる計画であること。

4 手続等

企画提案を採択するまでの手続きについては、次のとおりとします。

(1) 担当部課（提出・問い合わせ先）

北海道選挙管理委員会事務局〔啓発班〕
（北海道総合政策部地域行政局市町村課財政係）
〔住所〕〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
〔電話〕011-204-5155（直通）

(2) 参加表明書の提出

- ア 提出期限 令和5年（2023年）1月25日（水）午後5時〔必着〕
- イ 提出場所 上記（1）のとおり
- ウ 提出方法 持参又は郵送による
（郵送の場合簡易書留、書留のいずれかによること）

(3) 実施説明書の交付

- ア 交付期間 令和5年（2023年）1月12日（木）から1月25日（水）まで
（土日、祝日を除く。交付時間は午前9時から午後5時まで。）
- イ 交付方法 上記（1）の場所で交付する。
なお、北海道のホームページからダウンロードすることができる。

(4) 企画提案書の提出

- ア 提出期限 令和5年（2023年）2月8日（水）正午〔必着〕
- イ 提出場所 上記（1）のとおり
- ウ 提出方法 持参による。

(5) 無効となる参加表明書又は企画提案書

- ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ 企画指示書において示した業務内容及び予算等の条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 虚偽の内容が記載されているもの。

(6) 企画提案書の提出を要請する者等への通知

提出された参加表明書の内容を審査し、資格要件を満たしている者には参加要請の通知をします。

また、資格要件を満たしていない者には、その旨を通知します。

(7) 最良の提案をした者等への通知

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者を選定します。

選定された者及び選定されなかった者には、その旨を通知します。

5 企画提案書の作成上の留意事項

別紙「北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙啓発事業企画指示書」のとおり。

6 契約書及び業務処理要領

上記4(7)のとおり、最良の提案をした者に対し、別途作成して提示します。

7 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし、北海道財務規則（昭和45年規則第30号）第171条の規定に該当する場合は免除する。

8 再委託の禁止

事業の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

9 その他

(1) 企画指示書において示した業務内容が提案されていない、実施計画が示されていない等、明らかに不備がある場合は、審査の対象から除外します。

(2) 企画提案書の作成、提出に係る費用は、参加者の負担とします。

(3) 企画提案書提出要請の通知受理後にプロポーザルへの不参加を決めた場合は、その旨ご連絡ください。

(4) 提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しません。

(5) 提出された参加表明書及び企画提案書等は、参加資格の審査や提案者の選定以外には、提出者に無断で使用することはありません。

(6) 公正性、透明性、客観性を期するため、選定された企画提案書を公表することができるものとします。